

著作権	判決年月日	令和3年10月7日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和3年(ネ)第10034号		

○ 被控訴人の発行する月刊誌に控訴人が投稿した投稿文の題号及び文章が変更されて月刊誌に掲載されたことについて、控訴人の著作者人格権を侵害する不法行為の成立を認め、その後の謝罪文の掲載等の事情を考慮しても控訴人は被控訴人に慰謝料10万円を請求し得ると認めるのが相当であるとして、不法行為の成立を認めながらも損害が既に填補されているとの理由で控訴人の請求を全部棄却した原判決を変更した事例。

(事件類型) 損害賠償請求 (結論) 原判決変更

(関連条文) 著作権法20条1項ほか

(原判決) さいたま地方裁判所令和2年(ワ)第506号・令和3年2月24日判決

#### 判 決 要 旨

1 控訴人は、本件月刊誌を発行する被控訴人に対し、本件控訴人投稿文を投稿したが、被控訴人は、これを本件被控訴人掲載文のとおり変更した上で、本件月刊誌の令和元年10月号(本件掲載紙)に掲載して頒布した。なお、本件月刊誌における投稿を募集する旨の記載には、「原稿の一部を手直しすることがあります」といった記載が含まれており、控訴人は、同記載を踏まえて投稿をしたものである。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人が本件控訴人投稿文を変更したこと(本件変更)が控訴人の著作者人格権(同一性保持権)を侵害するとともに、被控訴人が本件掲載紙を頒布したこと(本件頒布)が著作権法113条1項2号に定める行為に該当し著作者人格権を侵害する行為とみなされると主張して、不法行為(民法709条)に基づく損害賠償として、慰謝料60万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原審(さいたま地方裁判所令和2年(ワ)第506号・令和3年2月24日判決)は、不法行為の成立は認めた上で、後に本件月刊誌に謝罪文が掲載されたこと等により損害は既に填補されたとして、控訴人の請求を棄却したことから、控訴人が控訴を提起した。

3 本判決は、原審と同様に、被控訴人による本件変更をしての本件頒布は、本件控訴人投稿文に係る控訴人の著作者人格権を侵害する不法行為に当たると判断した(ただし、原審が、本件月刊誌の編集担当者又は編集長においては本件変更が控訴人の同意の範囲を超えていることについて少なくとも過失があるという旨の判断をしたのに対し、本判決は、本件変更が控訴人の同意の範囲を超えていることについて、両名には故意に準じる程度の重大な過失があったというべきであると判断するなど、その理由付けには一定の範囲で違いがある。)上で、損害額に関し、次のように判断した。

本件変更の内容及びそれによる本件控訴人投稿文の変更が控訴人の意見の主要な部分に関わるものであって、その主旨を変更するものであったこと、被控訴人には故意に準じる程度の重大な過失があったというべきこと、本件被控訴人掲載文が控訴人の氏名、年齢、職業、居住都道府県名という相応に個人の特定に関わる事項とともに本件掲載誌に掲載さ

れ頒布されたこと，本件投稿欄が読者との間で意見交換の場を提供する趣旨のものと理解される体裁のものであることなどの一方で，控訴人からの要請を受けて，本件月刊誌の編集担当者及び編集長が控訴人に対しメールや手紙で謝罪を表明するなどし，本件掲載誌に掲載された本件被控訴人掲載文の内容が控訴人による投稿文の本来の文意と異なるものであった旨の本件謝罪文が本件掲載誌の約2箇月後に発行された本件月刊誌の令和元年12月号に掲載されたこと，本件被控訴人掲載文の分量，その他本件で顕れた一切の事情を考慮すると，控訴人は，被控訴人に対し，本件変更をしての本件頒布について，慰謝料として10万円を請求し得るものと認めるのが相当である。

なお，上記に関し，本件控訴人投稿文における控訴人の意見の主旨について触れることのない本件謝罪文の掲載によって，控訴人の同一性保持権の侵害による損害が大きく回復されたものとはいえない。また，控訴人は，本件控訴人投稿文が掲載された本件月刊誌が頒布されること自体には同意していたが，全体として本件控訴人投稿文の主旨と異なる内容の本件被控訴人掲載文が控訴人作成名義で本件月刊誌に掲載されて頒布されることまで同意していたとは認められない。被控訴人が控訴人の同意の範囲を超えて本件変更をして控訴人の意見として本件被控訴人掲載文を本件掲載誌に掲載して頒布した本件において，そもそも控訴人が本件控訴人投稿文を本件月刊誌にそのまま掲載させる権利を有していたものではないといった事情を過度に重視することも相当ではない。